

第9回

新市建設計画作成等小委員会会議録

平成16年3月29日（月）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第9回 新市建設計画作成等小委員会

○日 時 平成16年3月29日（月） 午前9時30分

○会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

○出席委員（14名）

委員長	丹羽 厚詞	尾西市長	副委員長	山口 昭雄	木曾川町長
委員	谷 一夫	一宮市長	委員	神戸 秀雄	一宮市議会議員
〃	浅野 長祥	尾西市議会議員	〃	川合 正高	木曾川町議会議員
〃	豊島 半七	一宮市学識経験者	〃	佐野 豪男	一宮市学識経験者
〃	吉田 弘	尾西市学識経験者	〃	上田 芳敬	尾西市学識経験者
〃	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者	〃	杉本 尚美	木曾川町学識経験者
〃	神藤 浩明	学識経験者	〃	古池 庸男	学識経験者

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 合併に係る基本的事項について

①新市建設計画（案）について（協定項目25）

②新市の自治のあり方について

(2) その他

・今後の新市建設計画作成等小委員会開催日程について

3. 閉会

○森 輝義事務局長

皆様おはようございます。皆様おそろいになりましたので、ただいまから「第 9 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 新市建設計画作成等小委員会」を開催させていただきます。

本日の出席状況は、委員14名全員がご出席となっております、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、丹羽委員長さん、よろしくお願いいたします。

○丹羽 厚詞委員長

改めまして皆様おはようございます。本日は、委員の皆様方にはご出席いただきまして誠にありがとうございました。

ちまたの桜も一時期足踏み状態でありましたけれども、今は満開に向かって、もうまさに咲かんばかりの勢いがあります。この合併協議会も泣いても笑ってもあと 1 年といったところを迎えまして、建設計画の方も大詰め段階を迎えております。しっかりと本日も協議をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でありますけれども議題の方に入らせていただきます。

新市建設計画（案）につきましてご協議をいただきたいと思います。

前回、前々回の小委員会、それから先日開催されました全体での協議会におきまして、委員の皆様からいろいろなご意見を頂戴いたしました。また、2月に行いました住民意識調査の中間報告もまとまっております。それらのご意見及び調査結果を反映させていただいた内容等についてお手元に資料を配付させていただいておりますので、その内容について事務局からまず説明を願います。

○伊神 正文事務局課長

お手元に配付させていただいております資料でございますが、ペラ 1 枚の次第、そこに新市建設計画（案）についてとありますが、別冊といたしまして 1 から 3 まで建設計画の案、それと新旧対照表、意識調査の集計結果中間報告といった資料を用意させていただいております。順不同になりますが、資料別冊 3 の意識調査の集計結果中間報告をご覧いただきたいと思います。

1 ページでございますが、4 の回収結果のところを見ていただきますと、有効配布数が 9,929、回収数が 6,223 ということで、回収率は 62.7%となりました。

はねていただきまして 2 ページ、3 ページをお願い申し上げます。2 ページには男性、女性の比率、それから年齢構成別でございます。3 ページにおきましては住所地によつての区分でございますが、当然のことながら母数が多いということをもちまして一宮市が 70%、尾西市が 16%弱、木曾川町が 9%弱といった回答の集計となっております。居住年数も 30 年以上の方が 4 割弱といったことでございます。

はねていただきまして 4 ページ、5 ページでございます。4 ページの下段、「合併協

議についてご存じですか」という質問をさせていただきました。「知っている」「聞いたことがある」というのが93%強、「初めて知った」5.9%といったことで、合併協議が行われているということはほとんどの方がご存じであるといったことでございます。

では、それを何で知ったのかということでございますが、合併協議会日より、市町の広報あるいは新聞、テレビといったところがメインでございます。そのほかの中では市長さん、町長さんあるいは議員の皆様方のPRといったことも調査の中では10.5%といった数を占めております。

5ページが一番下でございますが、関心の有無を問うております。「非常に関心がある」と「関心がある」合わせて56.7%といったことでございまして、「あまり関心がない」「全く関心がない」といった方々が15%であったといった結果でございます。

はねていただきまして6ページ、7ページでございます。合併についての期待と不安とさせていただきます。6ページが期待、7ページが不安でございますが、期待の中で一番大きいものは組織の合理化で経費削減が大きいといったことでございます。次に、他の市町の公共施設が利用できる、あるいは現在の市町では受けられないサービスを受けることができるようになるといったことが上位の数値でございます。

次に、不安の方でございます。行政サービスの水準の低下あるいは住民負担が増えるというのが第1位でございます。そのほかにはきめ細かな行政サービスが受けにくくなる、周辺部が取り残される恐れがあるといったことが上位3つでございます。

はねていただきまして8ページ、9ページでございます。ここからのところが本日の新市建設計画作成等小委員会にかかわってくる部分かなと思います。合併後のまちづくりに生かす2市1町の特色を問うておりますが、一番大きいのが比較的ゆとりのある住環境あるいは尾張西部の中核としての機能やにぎわい、また木曾川を中心とした水環境といったところに関心がおありだといったことでございます。

次に、9ページでございますが、これは力点を置く施策分野はどこだという問いでございますが、四角の中の1番から7番、これはいわゆる建設計画の7つの礎を列記したものでございます。1番から7番まで並べてございますが、結果を見ていただきますと、ほぼこの同じ順番で皆様が施策に力を入れてほしいといったことを考えておみえになるということがわかりました。保健・医療・福祉の充実、生活環境の整備、産業の振興といった本当に1番から7番までほぼこの順番であるといったことでございます。

次に、10ページでございますが、7つの礎の中のもう少し細かく分類したジャンルでどこに力点を置いてほしいのかといったことでございます。やはりこれも保健・福祉の充実、それから災害に強いまちづくり、あるいはごみ処理関連、環境負荷の少ない循環型まちづくり、あるいは小・中学校教育の充実といったところが上位5件といったことであります。

11ページには自由意見欄を書かせていただいておりますが、これはまだまとまっておりませんので、またまとまり次第全体の協議会でも報告させていただこうと考えております。

今申し上げましたこのような関心のある、あるいは力点を置いてほしいといった意見を踏まえまして、別冊資料2の方をご覧いただきたいと思います。新市建設計画（案）の新旧対照表でございます。全部を説明すると時間がかかってしまいますのでポイントだけご説明申し上げたいと思いますが、1ページのところで一番上、工業の欄でございます。これは神戸委員さんの方から、繊維産業も厳しいという現況をはっきり書いた方がいいといったご意見もいただきまして、このような表記で書かせていただいておりますが、中段、下線が引いてあるところでございます。「なかでもこの地域の地場産業である『繊維工業』の割合は34.8%から24.1%へ大幅に減少し、逆に『電気機器』が1位となり」という文を書かせていただいて、最後は「工業の分野では、大きな構造転換が図られています。」といった表現で書かせていただいております。

次に、はねていただきまして2ページでございますが、上から2つ目、15ページの新市の基本理念でございます。これは丹羽市長さんの方から少子高齢化あるいは人口減少で大きく構造が変わってくるといったことをもう少し具体的に踏み込んで書いたらとどうだといったご意見、あるいは住民意識調査の中で比較的ゆとりのある住環境とか尾張西部の中核としての機能やにぎわいといったところに都市のこれからの特色をあらわした方がいいといったご意見を踏まえまして、ここも下線の部分を変えさせていただいたものであります。

次に、3ページでございますが、19の健やかでいきいきと暮らせるまちづくりの欄でございます。これは、先ほどの住民意識調査の結果で保健・医療・福祉の充実がトップであったといったことをもちまして少し加筆、充実させていただいたものであります。

はねていただきまして4ページをお願い申し上げます。上から3つ目、22ページの災害に強いまちづくりでございます。ここも先ほどの住民意識調査の結果、防災や治水、上水道整備等こういったことにもう少し書きぶりを加えた方がいいだろうといったことを事務局の方で考えまして、この一文を加えさせていただいております。

それから、5ページの一番上、22ページの地球環境保全、これも今同様やはり意識調査の結果を踏まえて少し書きぶりを充実させていただきました。

その下、同じく22ページの⑤防犯体制の充実でございます。これは、全体の合併協議会で委員さんから連れ去り防止など防犯の面をより具体的に書いてほしいといった要望があって、少し加えたものでございます。

はねていただきまして6ページでございますが、一番上、公園・緑地・緑道の整備のところ、これは山口町長さんの方から国にアピールできるような工夫はできないかといったことをご意見がございますので、国営木曾三川公園の整備促進といったことで少し表記を加えさせていただきました。

同じくこのページの下から2つ目、24ページでございますが、⑬不快害虫の発生防止、これは主に尾西市の委員さんの方からキノガワフユスリカ対策を盛り込んでほしいといったご意見を踏まえての表記でございます。

それから、7ページでございますが、一番下、農水産業の振興でございます。これも

全体の協議会で大島委員さんの方から農業ということで、地産地消といったことで自分たちでこの産地でつくったものをここで消費するといったことというご意見がございましたので、これも少し加筆させていただきました。

はねていただきまして8ページでございます。上から2つ目、26ページ、27ページ、観光・交流の振興でございます。これは豊島委員さん、吉田委員さん、山口町長さん、丹羽市長さん、そのほかたくさんの方からご意見をいただきまして、観光にもう少し軸足を置いた記述が欲しいといったことで、産業観光あるいは木曾三川公園といった記述を少し付加させていただいたものであります。

あと、細かいところは省略させていただきますが、これらが前回と変わったところを一覧とさせていただいたものであります。

最後になりますが、資料別冊1の新市建設計画（案）を見ていただきますと、これもページごとの説明は省略させていただきますが、つらつらと眺めていただきますと下線が引っ張ってある部分が相当数あります。これにつきましては、今申しました修正箇所はアンダーラインを引かせていただきまして、前回と変わっているといったところをわかりやすくさせていただいたものであります。

なお、19ページをちょっとお開きいただきたいと思います。これは私どものミスでございまして、一番上、帯のところのタイトルが抜けてしまっております。これは「第4章 新市の施策」という文言が入らなければならないのが何かの都合で飛んでしまいました。ちょっと加筆の方をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。

あと、32ページでございますが、一番下に新たな住民参加・協働の仕組みづくりとあります。ここにつきましては、また2番目の議題として後ほど説明し、ご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

ただいま事務局から説明がございましたが、住民意識調査の中間報告も含めてご意見をいただきたいと存じます。何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

前回、委員の皆様方からは本当に盛りだくさんのいろいろなご意見を賜りまして、そういったことにつきましては今回、新旧対照表というところで大方網羅されているのではないかと思いますけれども、まだまだ足りないというご意見、あるいは今回出されました中間報告の中で、こういったものが不本意だったといったご意見でも構いません。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局、お願いします。

○伊神 正文事務局課長

私、1つ説明を忘れました。

今後のスケジュールは従前皆様方にお知らせしていると思いますけれども、実は、この建設計画というのは愛知県の事業も入ってございますので愛知県との事前協議というのが必要になってまいります。本日第9回の小委員会でご議論いただいて、今日のところで大

方の建設計画をまとめ上げたいといったことをございます。次の4月の小委員会で、このところの微修正はもちろん可能でございますが、この時点で大幅に変更ということは今後のスケジュールを考えてまいりますと非常にきつくなりますので、本日、言ってみればほとんど建設計画の案を固めていきたいと。4月30日の小委員会で、あれば微修正をさせていただいて、5月11日の全体協議会で全委員さんにご承認いただいて県の事前協議に諮っていききたいといったことを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

失礼いたしました。

○丹羽 厚詞委員長

はい。それでは協議の方に戻りたいと思います。

杉本委員さん。

○杉本 尚美委員

今回が建設計画の愛知県との事前協議に向けての最後とっておりますが、18ページの先導的プロジェクトの(3)というものがありますが、新市の中で交通インフラを整備していくというのはやはり重要な課題の一つだと思います。それで、主要事業の中にさまざまな整備が入っていますが、その中にもう一つ、名鉄新木曾川駅周辺の整備というものを盛り込めたら理想的だなということを個人的には思っているのですが、これというのはいく難しいのでしょうか。

○丹羽 厚詞委員長

JRの方は記載されているけれども名鉄がないということですね。

これにつきましては……。

はい、事務局。

○坂田 一光事務局課長補佐

建設計画につきましては10年間の計画ということでございまして、木曾川町の方の意向もあるのですけれども、当然いずれは現実のものとなるという話はあるかと思いますが、当面10年間でやっていただくのは、なかなか難しいだろうということで今は除いてありますし、木曾川町の方では今まだ具体的な計画が今のところ上がっていないものですから、書き込むのは難しいだろうと考えております。

○杉本 尚美委員

私は名鉄新木曾川駅の割と近くに住んでいる者なのですが、非常に交通の便が悪いというか、東西線をこれから整備していくという話もあろうかと思いますが、合併特例債のことを念頭に置くと、やはりこの中に、もし盛り込めるのであれば盛り込んでいった方がいいのではないかなということを思った次第です。

○山口 昭雄副委員長

名鉄新木曾川駅周辺の整備については、現在の木曾川町の中心商店街の区域に入りますので本来積極的に進めるべき事業ではありましたが、JRの方が町の中で問題として早くから出ていたことでありまして、私としても順番としてはJR、そして名鉄と位置づけてやってまいりました。

そういう中で、この10年間の事業として名鉄新木曾川駅周辺をどこに位置づけるかというのは難しいという話を今聞きましたが、実は町の方がちょっと事業への取り組みが遅れている中で、名鉄の方から名鉄なりの事業計画を持ってきて、これこれの予算でできると。町の方としては積極的にそれを取り上げてほしいというような提案が来ておりますので、これはJRの方の目処がいたらそちらにかかろうというような考えでございました。その具体的なことを事務局にも示して話をしていきたいなと思いますので、そのときに杉本さんの方も協議に加わってもらえればありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○丹羽 厚詞委員長

ただ、先ほどの事務局からのスケジュールで言いますと、ここで大まかなものを固めるということでもありますので、もし新市建設計画に載せるとなると本日何らかの形を示していただかないと載らないことになってしまいます。そうでなければ例えば新市の総合計画の方に盛り込んでいくとか、どちらかの道をとらざるを得ないかと思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○山口 昭雄副委員長

今、合併特例債の話も出ましたが、これに盛り込まないと対象にならないというようなことになるわけですね。ということになると、私の今の話ぶりでは全く答えになっていないわけで。ちょっとそれではこの辺のところを協議していただきたいなと思います。

○丹羽 厚詞委員長

この中に名鉄新木曾川駅周辺も入れるかどうかということも協議していただきたいというご意見が出されましたけれども。

○伊神 正文事務局課長

先ほど事務局の坂田の方から、この建設計画に載せる事業というのは合併特例債の対象となる10年間の事業でといったことで申し上げたところでございますが、この計画にどんなプロジェクトを載せるかという選択をするときに、2市1町各市町の方に載せるべき事業を年次やら金額等も明示しながら出していただいたものを2市1町協議しながら選択してここに挙がっているといったことでございますので、こんなことを申し上げるのは何ですが、第9回のこの時期において、また新たな事業をまだ青写真もない計画を載せるというのは事務局としてはいかがなものかと考えております。

ちょっと差し出がましいことを申し上げましたが、事務局の考え方はこういう具合です。

○丹羽 厚詞委員長

事務局としてはそういった考えということでもありますけれども、どうでしょうか。

○山口 昭雄副委員長

私もこれまでの協議の経過からいって今この問題をどう取り上げるかということでは大変悩ましいところですが、名鉄の提案ですと、これは七、八億円というような見積りが出ていまして、こういう具体的な数字の出ているところで、あとこれに載らない場合にはどのようにそれを位置づけていっていただけるかということ、また新たにそういうところの

テーブルにのせるべきかなと私は思いますが、杉本さん、いかがですか。

○杉本 尚美委員

合併特例債ということが私の念頭にやはりあって、使えるものであれば是非ここに載せていった方がいいのかなということをごちゃごちゃと書いたものから、前回私が個人的な理由で欠席してしまったので、そういうこともあり今回自分の意見として思っていたことを申し上げた次第なのですけれども、新市の総合計画の中に盛り込んでいただければ、将来的に名鉄新木曾川駅周辺の整備を考えていただければという方向であれば、ここに載せる、載せないは1住民としては事務局のご判断と、そして新市建設計画作成等小委員会の中の皆様がどう思われていらっしゃるかということで、個人としてはどちらでもいいと思いますし、どちらかということと総合計画の中で取り扱っていただくというのも現実的な話なのかなという気もいたします。

○丹羽 厚詞委員長

どうでしょうか。新市になった場合の期日を考えたら、それは載せられるものは載せた方がいいというものもあるわけでありましてけれども、ただ経過的にそれだけ10年間という限られた中で効率よく執行されていくかどうかということもある程度問題が残るのではないかと思いますので、その辺のところはいかがでしょうか。

○谷 一夫委員

一宮市の委員の中からはなかなかご意見が出ませんので私が発言させていただきます。

今、山口副委員長さんから、名鉄から具体的な金額まで挙げた提案があるというお話でございます。これは名鉄が企業として駅周辺で何らかのことをやるという意味ですね。

○山口 昭雄副委員長

駅舎を含めてです。

○谷 一夫委員

杉本さんがおっしゃっているのはそうではなくて、もう少し広い範囲の交通整理をしてほしいということですね。ですから全く話が違ふだろうと思います。

ですので、今回はちょっとなかなか10年では難しいのかと思います。駅の庁舎は別として、道路網の整備のことについてはここに記載するのは難しい形になると私も思います。

総合計画に載せる、載せないという話ですが、これも今ここで載せるという約束をすることはできませんので、新市ができた後のこれはまた協議に入っていきますので、そのときに協議としてまな板にのせると。俎上にのせるという意味であることはよろしいかと思いますが、計画に記載するまでの踏み込んだことはお約束できないし、するべきではないと思いますので、そのあたりはご理解願いたいと思います。

○丹羽 厚詞委員長

はい、ありがとうございます。そういった形でよろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かございましたら。

○佐野 豪男委員

1 ページですが、一番下に行政の効率化を一層進めて財政基盤を強固なものにしていく必要があるとありますが、結局のところは前にも総務文教小委員会の方でもありましたように議員の報酬とか人数とか、あるいは職員の人件費なんかのことになってくると思うのです。効率化というよりも合理化、リストラと、強い言葉で言えばそういう言葉になるかと思うのですが、先ほどの資料別冊 3 の 6 ページの意識調査に、組織の合理化で議員、職員の人件費など経費の大幅な削減が可能となることが 52.3% と突出しております。市民とか町民はこういう点をお願いしていると私は思います。

くどういのですけれども、先だつての議員の報酬なんかでは特別職報酬等審議会で市長さんが諮問されて決めるとありますし、総務文教小委員会も僕、傍聴に行きましたが、職員の職名とか階級、給料もくつついていくと思いますが、そこら辺も 2 市 1 町の首長さんが別に協議して定めるものとするというような調整方針が出ておりますが、そこら辺も十分ひとつここに含んでいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

今のご意見でありますけれども、具体的には効率化、合理化という部分を変える、あるいはもっと文言を入れるということと……。

○佐野 豪男委員

文言を今私が言った厳しいものにしてほしいと思えます。

○丹羽 厚詞委員長

そういったお考えについてはいかがでしょうか。

私は今回のアンケート結果を見ましても、あるいは説明会の市民の皆さんの意見を聞きましても、やはり市民が一番期待しているところは合理化をしてほしいという事が本当によく感じられたわけでありまして、行政改革ももちろんそうでありまして、また組織の合理化というものもこれを機会に、本来 1 市単独であれば踏み込めないところまでもできればやっていくことができるだけの、そういった期待ととらえて進むという事も本当にいい機会ではないかと思っておりますし、もしできましたらもう少し厳しい書きぶりをとということなのですが、ほかの委員の皆さんもいかがでしょうか。

そういった形でまた事務局の方に考慮いただきまして、次回提案させていただくということとお願いいたします。

○佐野 豪男委員

もう一つ、新市建設計画の最終ページの財政計画、前のときに坂田さんに質問したと思えますが、同じ繰り返しになってすみませんが、2 ページにあります計画の位置づけというところで 6 行目の辺に新市において計画変更する場合もあるとうたっておりますが、もちろん財政状況の変化により計画を変更すると、悪く言えば逃げているような感じにとれないこともない。

あっさり言えば、26 年度までずっと見ていきますと相当プラスになっていくという財政計画なのですが、絵に描いた餅でないように、やはり合併してよくなったと。どこかでマ

マイナスばかりが出てしまうというようなことにならないように、そのところを逃げない文面にしておいてほしいなと思います。よろしくお願いします。

○丹羽 厚詞委員長

今のご意見につきましてはどうでしょうか。

○佐野 豪男委員

つけ加えましょうか。

○丹羽 厚詞委員長

はい。

○佐野 豪男委員

あっさり言って、いい方に行けばいいのですが、マイナスに行くようでしたら軌道修正をしっかりとやるような文面を入れておいてほしいということです。絵に描いた餅にならないようにしておいてもらいたい。マイナスになるようだったら途中で軌道修正すると。厳しい言い方をしておいてほしいと思います。

○丹羽 厚詞委員長

計画自体の方向づけのような非常に重要な問題ではありますが、これにつきましては……。事務局、何かありますか。

○伊神 正文事務局課長

今、佐野委員さんのご意見でございますが、40ページの財政設計でございますが、これはあくまでも14年度の決算ベースで推計したものでございます。16年度予算編成において、これは各市町一緒でございますが、相当国の方から交付税やら臨時財政対策債というのが想像以上に削られてきているといった現状でございますので、今財政担当の方で再度16年度予算ベースでの推計をつくり直している最中でございます。推計がまだ出来上がっておりませんので現段階ではお知らせすることはできませんけれども、もう少し現状に則した財政推計を再度出させていただこうと考えております。

交付税等がかなり減らされてきているわけでございますので、当然合併時の推計もダウン、それから単独のところもダウン、ダウンの幅が大きくなっていくといったようなことになってまいっていると思っております。

ただ、一言申し上げておきたいのは、あくまでも現状を踏まえた推計でございますので、今後国の方の三位一体の改革もどうなるかわかりません。そのほかにも財政の推計にいろいろな影響を及ぼすような要素がこれからどんどん出てくるだろうと思っておりますので、これを絶対視されてこのとおり絶対行くといったようなふうに見られると少しつらいものがございます。あくまでも現時点でのトレンドをとらえた推計であるとの財政計画はご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○佐野 豪男委員

ですから伊神さん、26カ所で住民説明会がございましたね。あのときにも同じ今の財政計画で出ていたと思います。ですから、合併のためにこういう絵を描いたということにな

らないように。だから、こういう絵を描いた以上、できるだけこれに合うように軌道修正して行ってほしいと。そういうものを入れてもらいたいと。マイナスがついてしまったら、あんた方向をやったんやと。こういう文言を入れて行ってほしいということです。

ここでいうと、新市において計画変更をする場合もありますなんて逃げてしまわずに、いい方に変更してもらえるとという意味に変えてほしいということなのです。

○山口 昭雄副委員長

基本的には佐野委員さんのおっしゃることに賛成なのですが、やはり私は、今まで自治の改革ということばかり言ってきましたが、一方で行政改革の大きなチャンスとこの合併はとらえるべきで、そういうちゃんと意志を感じられるようにうたってあるかどうかということだと思います。

だから、大変そういうのはこの先どうなるかわからないことで、こうする、こうなるというふうなうたうのは難しいかもしれませんが、先ほどの住民アンケートの結果どおりの住民の期待にしっかりこたえられるような文言を例えばつけ加えたり修正したりできるのなら、私もやっていただきたいと思います。

○丹羽 厚詞委員長

ほかに、このことにつきましてはご意見ございますでしょうか。

○上田 芳敬委員

私も佐野委員さんのご意見に全く賛成なのですが、ただ、例えば1ページの一番最後の欄、「財政基盤を強固なものとしていく必要があります」ではなくて「していきます」とかいう文言にして、計画変更する場合はあるというのは、これは多分仕方がない部分が出てくると思いますので。

どちらが要はメインに置くかという問題ではないかなと思うのですが、やはりメインは合併して財政基盤を強固なものにしますということをやった方がいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○丹羽 厚詞委員長

その辺のいろいろなご意見もございますし、あともう一つは、もちろん国の状況が変わってくる、あるいは自治体を取り巻く状況が変わってくるから、将来において必ずしもこのとおりに行けるわけではないと考えるのは当然のことなのかもしれないのですが、今回、新市建設計画というものはそれぞれの2市1町の総合計画をもとにつくられているものでありまして、もし合併しなければ、もし新市で特例債まで利用しながらやっっていこうという新市建設計画を途中で変えざるを得ない状況であれば、もし合併しなかったら本当に単独では最初から不可能だった、そういった厳しい状況下では変えざるを得ないだろうというレベルの問題ではないかと思うのです。

単にちょっとでも変わったら変えることがありますよというような保険を掛けていくようなものではなくて、変えるにおいてはやはり状況の激変というか悪化というのがあった場合ということは当然言うべきであって、それはもし合併しなければ、もっと大きな状況の悪化ということにつながっていくと理解しているわけなのですけれども、そういった文言

をここに書くことは何らかの形で必要かもしれないのですけれども、仮に先ほど佐野委員さんが言われたように逃げるような形での書き方というのは、やはりちょっと改めるべきではないかと感じることはあります。

何か事務局の考えがあれば、お願いします。

○伊神 正文事務局課長

2ページの計画の位置づけというところでございますが、ここが逃げる条件になっているかと言われるとそうなのかなという気もしますが、ここはこういうふうになっていきますという事実関係だけを述べているページであります。理念とか心構えとか合併に対する意思表示をする場面ではございませんので、このところに手厚く文言を加えるというのは少し私は違和感を感じます。

今の行政改革云々ということになってきますならば、34ページに行財政基盤の強化といったページがございます。このところにもう少し積極性を示した、今の言葉をかりて言えば逃げないような姿勢をあらわした表記にしていくことかなと考えております。

○丹羽 厚詞委員長

いかがでしょうか。

委員長としてではなくて委員としての意見ですが、例えば予想されなかった極度の状況の変化とか財政状況の悪化とか、そういった単なる財政状況の変化などにより計画変更もありますという事は、やはりちょっと軽過ぎる書き方かなというのは感じるのですけれども、その辺のところも一度検討していただきたいと思います。

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

それでは、いろいろなご意見を出していただきましたが、これをもとにもう一度最終的なものを次回お示しするというので、今回、新市建設計画(案)につきましての本日の協議は終了とさせていただきます。

次回は、本日ご協議いただいたご意見につきまして再度反映させたものをお示しした上で小委員会としての計画(案)を決定したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、新市の自治のあり方について、先ほど事務局からも少し説明がございましたがご協議をいただきたいと存じます。

前回の協議会において新たな住民参加・協働の仕組みづくりについての文案といたしまして事務局のたたき台を提示させていただきましたところ、杉本委員、山口副委員長からそれぞれご提案をいただきました。

本日は、それらのご意見をもとに最終的に建設計画に掲載していく文章を決めていきたいと考えておりますが、まずはそれらのご意見の確認を含めて事務局から説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

それでは、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、新市建設計画（案）の32ページをお開きいただきたいと存じます。一番下、⑤の新たな住民参加・協働の仕組みづくりというふうに項目がございます。住民主体のまちづくりを目指し、新市における住民自治の基本理念、新たな住民参加・協働の仕組みの制度化やルールづくりを進めますというふうに書かせていただきまして、後段については別途協議とさせていただいております。

これにつきましては、もちろんこれは事務局の案であり、今後説明しますのは杉本委員さんあるいは山口町長さんの案でありますので、これに拘泥していただく必要はございません。こういう案があると考えていただければ結構でございますので、各自委員さんいろいろなご意見があるでしょうから、それを述べていただければと考えております。

別添の資料別冊4でございます。こちらの方をお願いしたいと思います。

1ページでございますが、新市の自治のあり方についてといったことで、私ども事務局案に対して杉本委員さんと山口町長さんの案が2つ出されております。読み上げは省略させていただきますが、これもたたき台として皆さんご議論をいただければと思います。

今回の資料でございますが、はねていただきまして2ページ以降でございますが、一番上の吹き出しに書いてございますように木曾川町の企画課の方でつくっていただいた自治基本条例についてという資料を添付させていただいております。2ページ、3ページでございますが、大まかに分けて自治基本条例のタイプとして理念型、参加型、住民投票型があると書かれておりますが、それもここに書いてあるとおりでございまして、明確な定義、基準があるわけではございませんので、大きく分けるとこんなものかなといった感じでおとりいただければと思います。

2ページの方が自治基本条例と呼ばれるタイプといったことで、その自治体の憲法というべき最高の規範性を持つといった種類のものが並べてあります。以下、自治体の名称と基本条例の名前が掲げられております。

次に、3ページでございますが、（2）といたしまして住民参加条例タイプ、それから3ページの中ほど、（3）で理念条例タイプといったことで3つのカテゴリーごとに分けてございます。

はねていただきまして4ページ、5ページでございますが、5ページの方を見ていただきますと、これはあくまでも静岡市がつくった制定に向けてという資料の抜粋でございますので、今3つのカテゴリーがあると申し上げましたが、これは1番の（1）の自治基本条例と呼ばれるタイプといったジャンルに定義されるものであります。

静岡市のを見ていただきますと、一番上に「自治基本条例とは？」とあります。「静岡市の都市経営理念と行政運営の基本原則を定めるとともに、市民と行政の役割と責務を明らかにするものです。つまり、新しい静岡市をつくるうえで、一番基本的で重要な原則を定めるもので、条例・規則などの法体系において最上位に位置する『静岡市の憲法』といえる条例です。」と書かれております。

はねていただきまして6ページでございますが、他の条例とのイメージ図というのが書かれております。先ほど説明しましたように、自治基本条例を自治体の最高規範性を持つ

ルール、憲法という意味であれば一番上に自治基本条例があり、その下にそれをもととしていろいろな条例、まちづくり基本条例とか環境基本条例があつて、またその下にいろいろな条例とか要綱がぶら下がるといったイメージを静岡市の方は描いております。

あと、長々説明すると時間がかかりますので、16ページ、17ページを見ていただきますと、西東京市の市民参加条例が掲げられております。ですから西東京市は住民参加条例の方で先ほどのカテゴリーでいくと2番目の住民参加条例タイプといったことになるのでしよう。それと、22ページからは厚木市のまちづくり基本条例といったことをごさいますて、これは(3)に定義されるものと思います。このまちづくり理念条例というのは、いわゆる市民憲章、町民憲章を少し条例タイプにしたものかなといった感覚を持っております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

○丹羽 厚詞委員長

皆様方におかれましては、それぞれお持ち帰りをいただきましてご検討いただいたと思います。ご質問、ご意見等ございましたら賜りたいと思いますが、その前に、提案されております杉本委員さん、山口副委員長さん、もしつけ加えることがございましたらお願いしたいと思います。

○杉本 尚美委員

前回、書面で私の案を出させていただいたのですけれども、書面の中に書かせていただいたとおり、住民自治のまちづくりを考えていくに当たって、その地域に何が今の段階で最初のステップになるだろうかということ考えた場合、やはり本来目指すべき自治の姿である地域割というよりも、一人一人の市民の関心の比較的高い分野において市民がその中に入っていくという性能割の方がより現状に合っているのではないかとということで、この文面を提出させていただきました。

文面の中に「その第一歩として」という文面を書かせていただきましたけれども、本当に第一のステップとしてということで総合計画の中に市民が市民委員として入っていくということがまず第一のステップではないかということを思っています。

前回の合併協議会の中で豊島さんの方から、一宮市の方では既にこういったことはやっているというお話がありました。それについてですけれども、新市の方でも同じようにやっていくということがまず1つあると思いますけれども、市民委員の取り込み方ということについて新市の中で今後検討していただけるといいなということその点においては私自身は思っております。

○山口 昭雄副委員長

私は、本当に合併を期に段階的に自治の変革ということを実施できないかというようなことで今まで提案もしてきましたが、やはりそこまでの協議はできていかないということで、そういう合併の精神を新しい市において、即実現していけるような方法をと考えたわけです。その一番基本となっているのがまちづくり基本条例、これは私自身の仮称ですが、ほかでもそんなような名前が既に条例としてできているのがあります。そんな中で、先ほど説明にあった静岡市の自治基本条例の理念といったものを念頭に置いて考えていただけ

るとわかりやすいかと思います。

今、杉本さんが言われたように、総合計画の策定というようなことについては当然住民参加を得ていく必要があるわけですが、その住民参加のあり方の基本を定めるものとして条例が要るのではないかと考えます。

要は、新しいまちができるということに対して本当に市民が夢を持って直接参加できる事業として、自分たちの新しいまちの憲法をつくっていくということが一番私は合併の効果としても大切なことだと思いますので、条例をつくるということは私は外せないという立場です。そこら辺が杉本さんとはちょっと違うところですが、杉本さんは自分たちの憲法を自分たちでつくるというところまで、まず市民意識を高める作業が必要ではないかということを考えて恐らく第1段階で総合計画と考えられたと思いますが、順番としては、私はまず静岡市のイメージ図に示されているように、すべてのものの上に位置する一つの本当に理念を示すものとしての条例づくりを優先すべきではないかと考えます。

時期のことは、具体的には総合計画の策定も急を要することでもあるので、どういう順番で取り組んでいくのかということまで私は言えませんが、今言ったような考えで条例の策定ということは外せないと考えております。

○丹羽 厚詞委員長

それでは、そういったご意見等につきまして何かありますでしょうか。

○豊島 半七委員

今、杉本さんから私の名前が出ましたので発言させていただきますけれども、私は杉本案はよく考えておられるなと思います。これを一部修正していただきまして進めたらどうかというように思っています。第2段階の「その第一歩として」以下ですけれども、「その第一歩として、施策分野ごとに計画段階から市民参加を募るなど、市民と行政の協働により」というふうにして、いわゆる新市の総合計画の策定と特定しない方がいいのではないかと。ということは、ほかにもいろいろな委員会がありますので、それをひっくるめまして包括的に言ったらどうかと思います。

それから、委員の選定の仕方ですね。今、杉本さんがおっしゃったように、これは行政から特定な方をお願いするということではなしに、例えば今回の協議会のように公募も入れてというように思います。

まず第1段階としてそのような形で進んでいただきまして、今、山口町長さんもおっしゃいましたけれども、いわゆる条例の問題は条例化を視野に入れてということで、まず第1段階として杉本案の修正でいかがかなというように思います。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○神戸 秀雄委員

事務局の方からご説明ありましたように、事務局のたたき台と杉本委員さんからの案、

山口町長さんからの案が提案されたわけですが、その前段部分につきましてはほぼそれで一致しております、これをもとに、あとはどこまで具体的な内容にまで踏み込んでいくのかということだと思っております。

私といたしましては、以前から小委員会で確認されておりました、協議会でも委員長さんからの報告をいただいておりますように、新しい自治の仕組みにつきましては建設計画の中ではあくまでも基本的な方向性だけを示して、具体的ないわゆる手法につきましては新市において幅広い住民の皆様のご意見を聞きながら新市の市長が主となるべき議会に聞かれるという考え方が私は一番基本ではないかと考えておりますので、今回事務局がお示しいただいている部分だけで、あえて後段をつけ加える必要はないのではないかと考えております。

ひとまず以上です。

○丹羽 厚詞委員長

ほかにご意見ございましたら、お願いします。

○谷 一夫委員

山口町長さんにお尋ねしたいのですが、条例をつくるというイメージの中に静岡市の例も含めておられますが、静岡市の場合は住民投票についての記載はこの中にもありませんのでよくわかりませんが、住民投票についての定めはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○山口 昭雄副委員長

私の場合は、住民参加の手続まで含めて条例化していくという以前に、先ほども言ったように理念的なもの、憲法的なものをみんなが額を寄せ合って作業をしてつくり上げていくということを重んじたい。要は、先ほど来、当初はこんなような程度で、次にこのような方向でという意見も出ておりますが、そういうことから住民参加条例タイプのものに具体化していくということも私は将来は考えていけるなと思います。

○谷 一夫委員

ちょっとしつこいようですけれども、住民投票に関する条項は盛り込まないということでもよろしいのですか。

○山口 昭雄副委員長

はい、そうです。

○谷 一夫委員

それは、住民の方がたくさん参加されて議論をする中で、是非住民投票もやるべきだと、そういう意見がどんどん出た場合はそのように……。

○山口 昭雄副委員長

はい、それは住民の示した方向でできていくと思います。

○丹羽 厚詞委員長

よろしいでしょうか。

○谷 一夫委員

とりあえずは。

○佐野 豪男委員

僕は今の神戸委員さんの意見に賛成です。やはり新市の議会にできるだけ委ねたいと思います。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

ほかにございませんでしょうか。

○吉田 弘委員

今住民参加とかいろいろ話が出ているのですけれども、住民参加という事は非常に私、各尾西市で委員会がありますので出ておりましたも、声を大きくして少し言葉を悪くしても要らんことを言う必要はないというようなことで右へ倣えになっていったり発言が少なくなってしまう。民主主義の時代でありますので、それはもう住民の多くの参加は当たり前のことですけれども、いわゆる委員を選ぶ段階でしっかりとした常識のある人、皆さん全部常識があると思うのですけれども、しっかり選んでいかないと委員会をつくってもいわゆるまとまりのない、わかったようなわからないような委員会になってしまっただけでしっかりとしたまとまりができないというようなことが私はあると思いますので、委員会をつくられるにしても住民参加の方を選定するにしろ、役所の方でしっかりとひとつそういう人を一人一人選んでいくということを特にお願しておきます。

○山口 昭雄副委員長

先ほど行政改革のことも出ましたが、行政改革及び自治の改革というようなことで、新しい市の姿勢が示せないというようなことで、本当に合併というものがこの時代に有効なものになり得るかどうか、という疑問が私にはあります。要は今までどおりでいいではないかということならば、その合併を通しての改革というようなことは必要ないわけですから、その辺のところはどうしても視点として抜けていきつつあるというふうに感じているわけなのです。やはりもっと基本的な合併の意味というものを真剣に協議すべきではないかなと私は思います。

事務局案は別として、杉本委員からの提案というのは、とりあえずはどちらかという行政の立場に立ってのご提案のように私には感じられますが、そうではなくて、やはり市民の立場に立った自治の提案ということを示していくべきではないかなと私は思います。

行政内部ではこういう市民の立場に立った自治のあり方を模索するというのは、なかなか生まれてこないものかもしれませんが、かといって行政の思考の範囲でこの合併をすべて完結させていくというようなことも私は無理があると思います。もう少し本当に将来に市民が夢が持てるような仕掛けを今用意しておくべきではないかなと私は思いますので、少数ならば仕方がないと思いますけれども、私は私の提案を主張したいと思います。

○丹羽 厚詞委員長

ほかにございますでしょうか。

(発言する者なし)

○丹羽 厚詞委員長

それでは、私も個人的な意見を述べさせていただきたいと思います。

私も豊島委員さんが言われまして、また山口町長さんも言われておりますけれども、住民まちづくり基本条例あるいは住民基本条例、こういったものも視野に入れてということは、自分はある程度書いた方がいいのではないかと思います。といいますのは、前々から出ていたことなのですから、やはり今の一宮の市民の皆さんにとっては余り今回の合併は変化がないというふうに、これは当然のことだと思いますけれども、とらえられている方が多いのではないかと思います。その中で、やはりせっきくの合併でありますので、これを機会にもう一つ大きく成長する、あるいは起爆剤として伸びていくという観点を市民の皆さんにもわかっていただくためには、例えば事務局のたたき台として出されているものだったら、前回のお話もありましたように今の一宮市で既にやっていることなのではないかと思うのです。ですからこそあえてまちづくり基本条例なり住民基本条例なりそういったものの制定も考えていきたいということは、これは私個人の意見でありますけれども、新たに出していただければということは感じるわけなのですからいかがでしょうか。

○豊島 半七委員

私が今発言しましたことは、既に一宮市でやっているからということで杉本さんに賛成をしました。また、特に総合計画に特定をせずということも申しあげました。山口さんの案に条例というものはいずれの段階では視野に入れるべきかもしれませんが、最後に申しましたように、まず第1段階としてはここまで切り込まない方がいいのではないかと思います。

○杉本 尚美委員

私の原案を出していただいた文面がありますが、私自身の向いている方向というのはやはり町長と同じではないのかなということを思っております。

ビジョンとか夢とか新市がこうあってほしいという願いや、こうありたい、こうあるべきであるという目指すべき目標とか、ビジョンというのは持たなければいけないと思いますし、そういうのをもう少し盛り込める形で、私の提案した文面なり、町長の山口委員の提案された文面なりをもう少し変えていくことができればいなと、いうことを思っております。

何度もくどいようですけれども、先ほど言いましたように、私自身としては住民参加・協働の仕組みをつくっていくに当たって、まず本当に最初のステップとして、こういう総合計画などのグランドデザインの中に一般の市民が入り込んでいく。役職を持たれた方も計画の策定に当たって議論に加わっていただく、ということはもちろん必要だと思いますけれども、この合併協議会で一般の人から市民委員を募ったように公募という形をとったり、方法については新市で考えていただければいいのですけれども、何らかの工夫をすることによって一般の市民の声を取り入れるような形で進めていくことが、いいのではないかと思います。

○豊島 半七委員

私も公募ということについて言いましたけれども、これは吉田さんからもお話がありましたように、当然最終的に行政の方でお決めいただくことだと思いますので、今回の人選のようにしっかりとした人選については行政の方にお任せをするということになると思いますので、例えば応募があった人を全部入れるということももちろんありませんでしょうし、その辺は行政の方にお任せするという事で進めていただければと思います。

それから、今の夢とかビジョンということがありましたけれども、私は非常に現実的に物を考えたのです。一宮市で既にやっているから同じようにやればいいかなという単純な発想で思っているということでもあります。

以上です。

○杉本 尚美委員

私の意見の中に、前回の合併協議会の中で豊島委員の方から一宮市で既にやっている、ということをおっしゃったという発言をしましたがけれども、私は既にやっているからいいという考えではなくて、こういった総合計画やそれぞれの各種いろいろな施策があって、その中にかかわっていく、ということで住民の意識を高めていくという、目に見えない心の部分で、私は第1段階としてこういうグランドデザインを描くに当たって、市民はもっとまちづくりにかかわっていくべきであり、その中でまちづくりに関する意識を高めていく、ということが大切であるということを考えています。

もちろんこれまでは行政主導のまちづくりというものが行われてきたと思いますし、それはそれでよかった。行政がこれまで間違っていたということは私申し上げます。私自身も昔、行政の中で働く一人としてやってきたわけですが、これからの分権という時代に当たって行政がまちづくりを行っていく、行政主導のまちづくりというものについては、1ついい点としては、やはり公正や公平というものを保っていける、そういうところがいいところであると思うのですけれども、それは逆に悪い面でもあると思うのですね。というのは、公平や公正さを保つ余りに市民の中から不満が出てきたりとか、まちづくりに関する無関心さを引き出したりとか、そういうことにつながっていつているという見方もできると思っていて、そういったところを補完するような形で住民自身が自己決定をして、それで自分たちで議論して決定してきたことについて自己責任を果たしていく、そういう目に見えない意識の問題、意識を育てていくということが大切であると思います。そのため何をしていくか、どういう文面を盛り込んでいったらいいのかという観点から私はこの文面を考えました。

○丹羽 厚詞委員長

意見としてはまだ3つに分かれていると思いますが、どう進めさせていただきますでしょうか。

○佐野 豪男委員

先ほど来豊島委員さんから、あるいは杉本さんから公募の人ということで、たまたま今の12名のメンバーで私、公募の委員として参加させていただいております、その意味で

は感謝しております。ありがとうございます。

ですけれども、私自身考えてみますと断片的な意見しかなかなか申し上げられませんか、この先、公募で応募なり選抜されてもなかなか専門的な知識もございませんし、それよりも私が先に申し上げましたように、そういう志のある方は市議員に立候補されるとか市長選に立候補されて大きな志を持ってそういう場で活躍していただきたいと、私はそんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○上田 芳敬委員

私自身は、やはりまちづくり基本条例とかそういった文言を是非入れていただきたいと思っているのですが、どうして入れなければいけないかという意味で話をしなければいけないと思いますが、先ほど杉本委員がおっしゃったように、私自身もそうですが、住民アンケートを見て住民参加型に関する、それを重視したいという方が1割ぐらいしかまだ見えていないということを考えますと、そういう仕組みを要は先につくっておいて、その中に参加する中で意識が高まっていくのではないかなと感じております。

将来的に是非基本条例なるものをつくっていただきたいと思いますが、まだ時期尚早であるということならば、ほかの市の資料を今ずっと見ていたのですが、やはりまちづくり基本条例なるものを制定するに当たって、かなり今回の合併協議会の事務局の方は大変ご苦労さまだったと思うのですが、住民説明会をかなり開かなければ意識が高揚してこないだろうと考えられますので、策定するまでというのはちょっと無理かもしれません。やはりそういったものを視野に入れたものが必要ではないかなと感じておりますので、策定するというまで明言するよりも、先ほどの話ではないですけれども、ちょっと逃げる部分があってもいいのではないかなと思います。

10年間でやらなければいけない、もし意識が上がってこなければ、10年後にまた持ち越ししようというような感じで、そういった文言を是非とも入れていただければと思います。

それと、あと入れない方がいいと言われていた方は、逆にどうして入れない方がいいのかなということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○谷 一夫委員

先ほどから前段の部分について一宮市でやっていることをそのまま紹介したわけではないと、そういうご意見がございました。確かに私も市長就任以来5年余り、そのうち4年間ぐらいでしょうか、実質的には。できる限り住民の皆さんの生の声をよく理解していきたいということでいろいろ努力をしてきました。

つまり、当て職といたしますか、肩書きで委員さんが決まってくるようなやり方を少しでも減らしていきたい。そして実質的にその事柄についてかかわっていらっしゃる方たちからお願いをしていくようなことを心がけています。あるいは事柄によっては投票して参加していただくとか、ワークショップなんかの場合には公募ということではなくてどなたでもOKということですので、まさにどういう方がおいでになるか全くわからないというやり方があります。大変ある意味ちょっと語弊があるかもしれませんが、怖い部分がありま

した。

しかし、やってみて非常に感じたことは、やはりたくさんの方が集まらなければいろいろな意見が出ますけれども、最終的にはだれでも納得できるような結論に落ち着くものだなということを感じております。そして、そういうのを繰り返すことによって市民と行政側の人間との間の信頼関係とか協調関係だとか、そういったものが醸成されまして、お互いにいい関係になっていくというふうなこともわかりました。

ただ、いろいろな場面でやってまいりましたけれども、まだまだ極めて限定的でありまして、市民全体にそういうものが浸透しているかということ、そんなことは全くないというふうに思っております。

今ここに書いてあります新市における住民自治の基本理念、新たな住民参加・協働の仕組みの制度化やルールづくり、まさにこれからやっていこうとして、やっていくのが合併話でありまして、ここに書いてあることは、一宮市がやっているのはほんの入り口で、まだ手探りでやっている部分が多かったわけでありまして、この後、NPOでありますとかさまざまな住民活動のシステムが出てくると思いますし、そういったものとのかかわりの中で新しい仕組みを考えていかなければいけないと思っております。

資料を見ましても、一番初めの方にニセコ町まちづくり基本条例というのが出ております。平成13年4月1日、ちょうど1年全国に先駆けてつくられたわけでありまして、その後、平成14年からずっとこの流れが出来てきたということでございます。私もニセコ町まちづくり基本条例をかなり勉強いたしました。このようなニセコ町まちづくり基本条例の手引きというのがついておりまして、逐条解説が載っております。大変ご丁寧なことだと思いますが、その中で、こういった部分がございます。基本条例ありきではないニセコという一文がございます。「自治基本条例制定の動きは、ともすれば条例制定そのものが最終目的にすりかわる可能性を持っている。本町では、これまでのさまざまな取り組みを法令で見直しするために本条例を制定したのであり、条例制定は自治の実践が基礎にあつてこそ可能である。従って、本条例に盛り込まれた制度すべてを新たに運用するものではない。すでに運用されている制度も多い」、こういった解説が載っております。私もまさにこのとおりだろうと思っております。

ですから、条例制定が目的化しているとは、そこまでは申しませんが、やはり市民、町民、住民の皆様方の中にそういった行政と住民が力を合わせたまちづくりに取り組んでいこうという機運が本当にしっかり根づいて、それなりの実践が各地に芽生えて、その中で皆様方の方からそういった声が上がってきてつくられていくという道筋がいいだろうと思っております。決して条例づくりに反対しているわけではありません。どういう道筋で臨んでいくかという手順の問題でありますので、私はそういうことでしていった方がいい、いわゆる行政主導ではない住民の皆さんの気持ちのこもったいい条例ができるのではないかなど、そんな思いがあつて、あえてここで条例等々盛り込まなくても場合によっては10年間の間に条例ができるかもしれません。それはわかりません。ですから、それをあえて否定するものではございませんので、それは市民の皆様方のご判断に任せればよい

のではないかと思います。

○山口 昭雄副委員長

くどいようで申し訳ないのですけれども、やはり地域内の自治の問題というのは一宮市の皆さんと、私とでは、大いに次元が違うようなところがあるかもしれません。

編入合併ですので、木曾川町民の意思というのはどのように新しいまちづくりに反映されていくのか、ということが要はよくわからないだけに不安なわけです。そういうものに対して市民として、平等にまちづくりに参加していくというようなところでは、もちろん議会がこれからどういう姿で新しい市の中で位置づけられていくのか、今後の問題でもありますが、それよりも基本的には新しい市民となった人たちが新しいまちづくりに平等に参加できる、というような意識を持つことが大切なわけで、編入される方だからというような意識で、新しい市に木曾川の人たちが入っていってしまうということでは、合併の意義ということについて大変問題があると思うわけです。

そういう消極的な面からと、やはり新しい市ができるのだから、半分お祭りと考えてもらっていいのですけれども、新しい市民の手で何か一つ、本当にまちづくりを自分たちがやっていると意識できることをやろうというものとして考えたらどうかと、私は思うのです。それは、単なるお祭りで終わってしまえば全く意味のないものになりますが、そういうことがないと新しいまちづくりに弾みにつかない。要は編入である、吸収であるというような意識にしかなっていかないということが心配なわけです。だから、新しいまちづくりに市民が平等に参加していく一つの担保として、条例という言葉を私は明文化すべきだと考えているわけです。

○丹羽 厚詞委員長

意見がまだ分かれたままなのですけれども、ただ、ここでちょっとご提案をしたいことは、山口町長さんが提案して出されているこれについては、あくまでもこういったことをやるのだと限定して提案されているわけでありまして、そこまで建設計画の中で決めてしまうのもおかしなことだと思いますし、いろいろな方策があるということを含めながらもただ、今当初出されている事務局の提案では余りにも漠然としてしまっていてインパクトが全く、ごめんなさい、全くという言い方はいけませんけれども、感じられない部分があるわけなのです。

ですから、できましたら必ずしもまちづくり基本条例をつくるということを否定するわけではないのですけれども、そういった文言も含めた文案というものを例として、時間が少々かかるかもしれないのですけれども出させていただいて、それについてもしご協議いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

いや、そこまで入れる必要もないだろうということであれば、もう一度事務局案をそのまま使うかどうかということになるのですが、当然ここまで山口副委員長の提案あるいは杉本委員さんの提案そのままでは、やはりここまで限定することはないというご意見があるというのはよく理解できることなものですから、そういったことでも出させていただいて、それについてご検討いただく形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

事務局、多少盛り込んだ形での文案というのが……。では一度休憩をここでとらさせていただきますまして、ちょうど時間も1時間半経っておりますので、11時10分まで休憩をさせていただきますと思います。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○丹羽 厚詞委員長

それでは、休憩を閉じて会議を再開したいと思います。

事務局案をつくりましたので、それをちょっと印刷する時間がございませんので、ゆっくり朗読していただいて発表していただこうと思いますが、まずよろしいですか、それで。

(「どうぞ」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

では、お願いします。

○坂田 一光事務局課長補佐

慌ててつくりましたので、文章的に変なところはお許しいただきたいと思います。

それでは朗読させていただきますけれども、まず、前段は一緒です。住民主体のまちづくりを目指し……

○丹羽 厚詞委員長

何に一緒でしょうか。

○坂田 一光事務局課長補佐

ごめんなさい。杉本委員さんと山口副委員長さんの案と一緒にございます。

「住民主体のまちづくりを目指し、新市における住民自治の基本理念、新たな住民参加・協働の仕組みの制度化やルールづくりを進めます」。

その後段でございますけれども、皆様方の意見を基準にさせていただきますまして読ませていただきますが、「その第一歩として、施策分野ごとに計画段階から市民参加を募るなど市民と行政の協働によるまちづくりの機運の醸成に努めながら、将来的には条例化も視野に入れて取り組んでいきます」。

○丹羽 厚詞委員長

こういった一応対案が出されたわけでありましてけれども、これにつきまして……。

○山口 昭雄副委員長

大変苦勞してまとめられたということはよくわかります。ただし、条例化という言葉できるだけ遠くの方へ遠くの方へ置いておこうという配慮が感じられます。

まず、「将来的には」というと、いつになるかわからない。それから「条例化も」というとなくともいいものに聞こえる。そんな配慮は無用だと私は思います。やはり「条例化を視野に入れて」、「視野」だけで十分にぼかしになっていると思いますので、「将来的には」というのはやはりとるべきだと思うし、「条例化も」というと、条例化以外に何か

想定している場合は別として、やはりこれも余りにも婉曲的過ぎると思いますので、「条例化を視野に入れて」と。「視野に入れて」と書いてあるだけで「も」は要らないと私は思います。

○丹羽 厚詞委員長

今のを整理しますと、最後の方は「機運の醸成に努めながら、条例化を視野に入れて取り組んでいきます」というふうに変えてほしいということですね。

○山口 昭雄副委員長

はい、お願いします。

○谷 一夫委員

休憩に入る前の町長さんのご発言で、編入合併であるがゆえに木曾川町の住民の皆さんにとっては合併後に大変不安が強い、ゆえに地域内自治についてある程度の保障する意味でも条例化をうたってほしいと言うことだったと思いますが、これで間違いないですね。地域内自治という言葉がまた何回かぶりに出てきたわけですが、つまり、福祉や教育などさまざまな行政サービスとしてのレベルは同じでいい。ある地域についてある程度、ある一定の期間は別として将来的に合併して同じレベルにしていくことは、皆さんが納得していることだと思っています。

私も地域内自治という言葉が適切かどうかよくわかりませんが、小は町内会から、大きくは連区、あるいは区でしょうか、地区によってみんな言い方はそれぞれあるかと思えますけれども、もっと大きく言えば、やはり全市的にもそういった住民の皆さんが自発的に取り組んでいращやるそういうさまざまな団体がいろいろございまして、そういったものはたとえ合併をしても、従来の方針とかやり方を踏襲していくべきものだろうと思えます。

それはなぜかといいますと、お隣同士であっても意外とわからないですね。それはやはり隣のうちのことがわからないのと多分一緒だと思います。ですから、その辺についてまでとやかく言うことはできないし、言うべきでもないだろうと思っております、そういう意味での地域内自治は当然あるべきだろうと思っております。

しかし、全市的なつながりのある行事であれば、やはり最低ラインの統一的な言葉はつくる必要があろうかと思えますので、ある程度のものをつくりながら、お互いの理解を深める中でそういう形でしていけばいいのではないかと思います。

先ほど町長さんも条例づくりが単なる約束になってはだめだというふうにおっしゃっておられました。私もそのとおりだと思うわけです。つまり、条例づくりが目的になってはいけないということで、条例づくりがすべてのスタートだということになってきますけれども、そういう意味で、先ほどちょっとご紹介したニセコのまちづくり条例は、むしろ実践が必要であるということが明確にうたわれております。

先ほど正確な数字は間違っているかもしれませんが、尾西市で合併に向けての住民投票がございました。6時半ごろになっても投票率が50%近くまでいってなかなか伸びない状況がございまして、法定の有効投票率に届かないのではないかとちょっとやきもきした時

間帯がございますけれども、丹羽市長さんや尾西市の皆さん方の大変なご努力でクリアをして結果が出たわけがございます。これだけの大きな事柄であっても住民投票するとなりますと50%を超えるのがやっとなんというふうなそういう状況の中で、本当に自治の考えが基礎にあるのかどうかということをお大変心配でございます。単なる目的として仕上げることは別に悪くはないかもしれませんが、苦労した割に得るものがないのではなからうかと、もっともっとうまいアプローチの仕方があるのではないかと。そういう意味で殊さら今ここでそれほどこだわる必要はないのではないのかなと、このようなことを思っております。

以上です。

○山口 昭雄副委員長

ただいまの一宮市長さんのご発言で、やはり条例づくりが目的となつてはいけない、これはスタートであるという点では、本当にそのとおりだと私も思っていて、それを半分お祭りというふうに表示したわけですが、ここから新しい自分たちの作業が始まるという意識を持てたらなど。

それから、自治の実践というふうなことについては、これは3つのまちでもそれぞれ状況とか熟度が違うかと思いますが、やはりこれからは自分たちで自分たちのことを決めていく、という意識を同時に持ってそういう方向に進んでいくために、条例づくりという作業が、実践ということに踏み出す一つの具体的な行動になっていくのではないかなと思いますし、また連区、区の制度についてもこういう機会に何らかの見直しがあつてしかるべきだと思いますので、そういうものをどうしていくかということ、若干時間をかけてやっという結論になっていきますけれども、そういうときにはやはり住民が自分たちの自治の範囲のことを決めていくというふうな姿勢でやっというふうにいかない、また行政の縦割りの仕組みが若干変わるだけだということになりかねませんので、そういう新しい区割りといったようなものを生み出すためにも、考え方として住民がどうそれにかかわっていくかというためにも、最初の作業としての条例づくりは必要ではないかなというふうには思います。

ただし、いろいろなことを同時にやらなければいけないところで時期的にどう位置づけるかについては、まだ私にも具体的な案がありませんので、その辺のところはご容赦願いたいのですが、そんなような意味で、せつかく検討していただいた事務局の案にまたけちをつけるようで申し訳ないが、「将来的には」というのと「条例化も」を「を」に変更していただくということだけちょっとお願いできないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○丹羽 厚詞委員長

私も委員としてお許しいただきたいと思っております。

ただ、今、山口町長さんのご意見もわからないでもないのですが、いわゆる一般的にまちづくり基本条例といいますと、山口町長さんはそういった思いを全く持っていないと思うのですが、とりよによって住民投票条例ととってしまいます、そういったところもあるのですね。ですから、そういったことを考えると決して住民投票という

のを条例化して常設化してしまうというのは、私も今の議会政治のあり方の中ではいかなものかということは感じております。

尾西市としては住民投票をやらせていただきましたけれども、これも限られた期限内に議員の皆さんが市民の民意を本当に短い時間で議会に反映できるか、そういったことも考えて議会にお願いして、住民投票をやっていいかどうか、それを諮ってやらせていただいた、本当に最終的にとった苦肉の策といいますか、そういった状況での住民投票であったわけでありまして。

その上で、先ほど谷市長さんが言われたように、こういったことにおいても何とか50%に達することができて、これは本当にありがたくすばらしいことだと思っているわけですが、ただ、そういった住民投票というものを常設化してしまうような条例というのは、私は現段階でつくっていくべきではないと思っています。

ただ、ここにまちづくり基本条例と書いてしまうと逆にそうとられてしまう部分もあって、事務局としては「将来的に」とか「も」というような文言で多少ぼかしてあるというところもあるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○谷 一夫委員

先ほど私が住民投票について条例の中で取り入れる考えがあるかどうか、山口町長さんにお伺いしました。当面入れることは考えていないけれども、議論の流れの中で住民の皆さんからそういう意見が出てくればそういう場に任せるといようなお答えだったと思います。

私は、住民投票という手法は諸刃の剣だというふうにやはり思います。民意をそういう形でとるということは、直接民主主義ですけれども、原点だろうというふうには思いますが、本当に危ない部分があるのではないかと感じています。例えば、これは合併についてでも住民の皆さんの判断基準がどこに置かれるのかということが大変心配でございます。例えば、余り具体的な例を言うのはよくないかもしれませんが、保育園の皆さんがいらっしゃるお母さん方にとっては保育料が上がるかもしれない、あるいは国民健康保険の方にとって国民健康保険税が上がるかもしれない、そういったことがすぐ合併反対の方に行きかねない、そういう危惧を持っております。

しかし、住民投票という手段ではなくて、例えばワークショップのような形であれば、あるいはシンポジウムのような形でいろいろな情報を均等に満遍なく知っていただくという手段をとれば、議論をする場をたくさん増やしていけば、そういう目先のことで非常にマイナスがあるので嫌だと思われる方も、例えば5年後、10年後国の財政はこういうふうになる可能性が高いですと。それだけに今のやり方でいくことが難しいのですと、そういうことまで全部説明を聞けば、それまでちょっと嫌なことがあるけれども、やはりしようがないとなられるかもしれない。

やはり住民投票というのが諸刃の剣というのはそういう意味でありまして、○をつけるだけでは決められないことがたくさんあるのではないかと感じております。そういう点で山口町長さんが住民投票についてどんな考え方を持っていていらっしゃるのか、お聞かせ願

たいと思います。

○山口 昭雄副委員長

まず、私が今、条例と言ってきたものについては、先ほどから2度ほど繰り返し言いましたように、本当に自治の基本的な条例という意味で、参考資料にもありますが、常設型の住民投票条例というようなものを目指すものではなくて、先ほど申し上げたのは、これはもちろん行政も議会も関係してできていくものですので、その上で住民投票条例を常設するというような方向に行くものならば妨げることはできないと。ただし、住民の実力行使で今の議会を乗り越えてというようなものを目指すというわけでは全くありませんので、その辺誤解のないようお願いをしたいと思います。

やはりこういう条例をつくるということで、市民意識が高揚していくという中で議会は本当に市民の代表というようなスタイルになっていく、というところではないように聞こえるといけません、本当にあるべき姿になっていくのではないかと私は思います。ですから、条例としてはそういうものを目指していきたい。

住民投票については、やはり私もこれまで説明してきました中では諸刃の剣だというふうに言っていました。本当に伝家の宝刀というようなことでありまして、私が信託を受けた者としていろいろ説明責任を果たしていこうと思っても、それがとても住民に受け入れられないというようなものであれば、これは住民は住民の伝家の宝刀として抜くことができるものだと思っております。ですから、条例においてそれを目指すという考えではありません。

○丹羽 厚詞委員長

ほかに何かございますでしょうか。

あるいは、話を戻しまして、事務局提案でよろしいでしょうかというお話も含めて……。

○神戸 秀雄委員

事務局提案をどういうふうに考えるといいますか対応するといいますか、言う前に、まちづくり基本条例につきましては確かに今、木曾川町長さんがおっしゃいましたように、そこまで拘束しない形でもっての基本条例ということですが、これは非常に曖昧な表現でありまして、私ども議員といたしましては真っ向とは言いませんが反対なのです。国はいわゆる議院内閣制でやっておりますし、地方は大統領制で、市民の方、町民の方に信託を得た首長さんと市民、町民の信託を受けた議会でもって車の両輪としてやっているわけでございまして、そこへ持ってきて今の住民投票等は削除するという基本条例のようですけれども、何か議会の権能といいますか権威といいますか、議会は何だったんだということのような束縛を受けると申しますか、議会のありよう、権威、そういうものが非常に無視されるような格好になる可能性が私は極めて強いと思っておりますので、私はこれについてはそういう基本条例的なものを、まだ中身はわかりませんが、今の住民投票その他は入れないということですが、私は余り賛成する気持ちにはなっておりません。

やはり前回の木曾川さんの議員提案の合併についての賛否を問う条例につきましても、10対9だと新聞に載っておりましたけれども、今の段階になれば首長さんと議員が自分

の責任において決める段階まで私はここに来ていていると思うのです。それをもう一遍町民に問われるということは一度は議員提案であろうと否決された。これが現実なのです。

ですから、そういうようなことで、やはり議員というものはもう少し自分の自己責任において考えなければいかん、やっていかなければならんという中におきましては、住民基本条例がどういうものであるか私は言葉だけですからよく内容はわかりませんが、余り言葉の中に、今の話の「将来的に」も「も」「を」にしましても、これを視野に入れてというのはいかがなものかと思っております。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

これは事務局、今日中に結論をつけるべきものでしょうか。

○伊神 正文事務局課長

先ほど今後のスケジュールということで申し上げましたが、次回、4月30日の小委員会でこの建設計画の案を確定していきたいと。そうしないと、一応最初の目標どおり16年9月議会で各市町の議会でというスケジュールから逆算しますと間に合わなくなってしまいますので、次回確定させていただきたいと思っております。

今のお話を聞いていますと今の段階でとてもまとまる感じはいたしておりませんが、再度例えば事務方あるいは市長さん、町長さんと素案を検討する時間がとれて、4月30日に再度提案を申し上げ、それで決定させていただけるというのならそれでいいのかなという気はいたしますが、事務方としましては、できれば今日ご決定いただけるならありがたいと思います。

○山口 昭雄副委員長

本当に申し訳ないと思いますが、大変疲れが滲んだような発言が今ありまして、私もせっかく委員長さんが休憩をとってまで進めていただいたことですので、余りこだわってもいけないと思いますので、「条例化も」というのは「も」のままでいいのではないかと。「将来的には」というのを削除していただくというようなことでは皆さんのお考えはどうでしょうか。

○丹羽 厚詞委員長

「条例化も」ということで、条例化ということは文言に残したいという意見であります。それからもう一つ、あくまでも多分、山口副委員長さんも結局決議をするのは議会である、それは当然のことだということはわかっておっしゃっていると思います。この条例というものは、世間一般でまちづくり基本条例といっても、その中でも市民参加、施策段階における協働参加と。そういった部分の条例化を思っていることだと思っておりますけれども、ですから、それをまちづくり基本条例と言ってしまってももちろん誤解が生まれるところであって、あくまでもまちづくり基本条例ではなくて、条例化というのは市民の施策段階での協働参加を促すものという、そういった認識でいいのでしょうかね。

○山口 昭雄副委員長

先ほど一宮市長さんがご発言のときに、住民投票をも視野に入れての条例かと言われた

ときに、そういうふうが発展していけばやむを得ないと言いましたが、これはやはり議会もこの条例づくりに対しては参加していただくことになると思いますし、木曾川町の場合ですと議会の発議で住民投票条例をとというような動きもあったところですので、市長さんに対してはそういうふうにお答えしましたが、先ほどのことを繰り返しますが、いわゆる常設型の住民投票条例のようなものではなく、あくまでも、憲法のようなものと言いましたが、何か行政を進めていく上で市民はどうかかわっていくのかということについての理念を示すものと受け取っていただきたいと思います。

○丹羽 厚詞委員長

そういった形で出されましたけれども、ただ、それでもまだ納得がいかないという事であれば、これはもう一度改めて一から考え直して、次回は何時になるのが最終的に決めるという思いで取り組むか、今の例えば「条例化も」ということで、これでいいというふうに扱わせていただくか、どちらにさせていただきますでしょうか。

○神戸 秀雄委員

委員長にお任せします。

○丹羽 厚詞委員長

委員長といたしましては、実はこの文言も先ほど短い時間の中で話し合っ、副委員長さんとも打ち合わせをしながら提案させていただいた文言でありますけれども、ただ、やはり急遽ということもあります。できれば時間をいただきまして、ただ、次回は時間が何時になるかが決着をつけるというそういった思いで当たっていきたいと思いますが、そういった形でもよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○丹羽 厚詞委員長

それではそういった形で、今回はこれにつきましては持ち越しということでお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、次に今後の新市建設計画作成等小委員会開催日程について、議題2について事務局から説明を願います。

○森 輝義事務局長

それでは、次第のその他をご覧いただきたいと思います。

次回、「第10回 新市建設計画作成等小委員会」は4月30日金曜日午後2時から予定いたしております。開催場所については、本日の場所から変更いたしまして、尾西市役所の2階大会議室で開催いたします。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくお願い致します。

なお、その2行後段のところに第8回協議会の日程が金曜日と書いてございますが、これは火曜日の誤りでありましたので訂正させていただくとともにお詫び申し上げます。

その他につきましては以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました議題は以上のおりでございます。長時間にわたり熱心なご協議ありがとうございました。

午前11時43分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年4月15日

会議録署名委員 丹羽厚詞 (自署)